

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年鹿沼市条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 23 の項を 24 の項とし、17 の項から 22 の項までを 1 項ずつ繰り
下げ、同表 16 の項中「小学校就学」を「中学校就学」に改め、同項を同表 17 の
項とし、同表中 15 の項を 16 の項とし、7 の項から 14 の項までを 1 項ずつ繰り
下げ、6 の項の次に次のように加える。

7 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年度において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
---	--

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。